

家畜伝染病の種類 (28種)

番号	家畜伝染病の種類	対象家畜	症状等
1	牛疫	牛、水牛、めん羊、山羊、豚、鹿、いのしし	偶蹄類に発熱・沈うつ、暗褐色の激しい下痢、口腔の丘疹・水疱などの全身症状を示し、急死または高致死率を呈す海外伝染病。
2	牛肺疫	牛、水牛、鹿	マイコプラズマによる呼吸器系の異常を呈する海外伝染病。
3	口蹄疫	牛、水牛、めん羊、山羊、豚、鹿、いのしし	偶蹄類の急性熱性伝染病。蹄冠部に糜爛から跛行、口腔粘膜の水疱・潰瘍からの削瘦を主徴とし、その致死率は幼畜で高く、成畜では低い。ウイルスの感染力著しく強く、経済的被害甚大。
4	流行性脳炎	牛、水牛、馬、めん羊、山羊、豚、鹿、いのしし	夏期に流行し発熱と神経症状を呈する。日本脳炎、西部馬脳炎、ベネズエラ馬脳炎が含まれる。吸血昆虫が媒介するウイルス感染症であり、人畜共通感染症。
5	狂犬病	牛、水牛、馬、めん羊、山羊、豚、鹿、いのしし	ウイルスによる急性致死性の人畜共通伝染病。発症すれば重篤な神経症状を示し死亡率ほぼ100%。
6	水疱性口内炎	牛、水牛、馬、豚、鹿、いのしし	舌、蹄部(豚のみ)に水疱ができる海外伝染病。口蹄疫と症状が酷似。
7	リフトバレー熱	牛、水牛、めん羊、山羊、豚、鹿、いのしし	ウイルスによる消化器系の異常(発熱、嘔吐、下痢)、死流産などの全身症状を呈す人畜共通伝染病。
8	炭疽	牛、水牛、馬、めん羊、山羊、豚、鹿、いのしし	土壌菌が創傷部・消化器から感染する人畜共通伝染病。突然発熱し、急性敗血症を起こす。
9	出血性敗血症	牛、水牛、めん羊、山羊、豚、鹿、いのしし	急死または高致死率を示す細菌による海外伝染病。肺炎型、浮腫型、胃腸炎型に分類される。
10	ブルセラ症	牛、水牛、めん羊、山羊、豚、鹿、いのしし	流死産、不妊を主徴とする人畜共通感染症。
11	結核	牛、水牛、山羊、鹿	人畜共通伝染病。肺結核、腸結核がある。
12	ヨーネ病	牛、水牛、めん羊、山羊、鹿	細菌の感染により慢性腸炎を起こす。頑固な下痢が特徴。
13	ピロプラズマ症 ※1	牛、水牛、馬、鹿	原虫が赤血球に寄生し貧血・黄疸を呈す。ダニが媒介する牧野病。
14	アナプラズマ症 ※2	牛、水牛、鹿	リケッチアが赤血球に寄生して貧血・黄疸を起こす。
15	伝達性海綿状脳症	牛、水牛、めん羊、山羊、鹿	異常プリオンにより、脳が海綿状となり、神経症状を呈す。
16	鼻疽	馬	細菌により膿様の鼻汁を流し、死亡率が高い、人畜共通伝染病。
17	馬伝染性貧血	馬	ウイルスにより発熱、貧血を呈する疾病。一度感染すると終生ウイルスを排出する。
18	アフリカ馬疫	馬	ヌカカにより媒介されるウイルス病。発熱、呼吸器症状、出血を呈する。
19	小反芻獣疫	めん羊、山羊、鹿	ウイルスによる急性伝染病。西アフリカ、中近東に分布。高熱、口や鼻の粘膜はチーズ様物に覆われ糜爛、激しい下痢・脱水で死亡する。
20	豚熱	豚、いのしし	ウイルスによる急性熱性伝染病。発熱、下痢、便秘、神経症状を呈し、経過が早く、死亡率は高い。
21	アフリカ豚熱	豚、いのしし	ウイルスによる急性熱性伝染病。豚コレラと同様な症状を示すが、より激烈である。
22	豚水疱病	豚、いのしし	ウイルスによる急性熱性伝染病。口蹄疫と症状は区別できない。牛には感染しない。
23	家きんコレラ	鶏、あひる、うずら、七面鳥	細菌により急性出血性敗血症を起こす海外伝染病。 <i>Pasteurella multocida</i> の感染のうち死亡率が70%以上の症例を呼ぶ。皮下、心外膜、消化器粘膜の出血が顕著。
24	高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	OIEの診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病。急死、鶏冠、脚等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈する。
25	低病原性鳥インフルエンザ(LPAI)	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス(高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。)の感染による家きんの疾病。
26	ニューカッスル病※3	鶏、あひる、うずら、七面鳥	ウイルスにより神経症状、消化器症状を呈し死亡率の高い急性伝染病。人は感染すると結膜炎を起こす。
27	家きんサルモネラ症※4	鶏、あひる、うずら、七面鳥	細菌により下痢や急性敗血症などを起こす。ひな白痢と家きんチフスが含まれる。人畜共通感染症である。
28	腐蛆病	蜜蜂	細菌により蜜蜂の幼虫、蛹が死亡する伝染病。

(注) 対象家畜は全て飼育されているものに限定される

※1 パペシア・ピゲミナ、パペシア・ボビス、パペシア・エクイ、パペシア・カバリ、タイレリア・パルバ、タイレリア・アヌラタに限る

※2 アナプラズマ・マーヅナーレに限る

※3 病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る

※4 サルモネラ・プロラム、サルモネラ・ガリナルムに限る